

議案第 6 号

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条第3項中「までフルタイム会計年度任用職員」を「まで会計年度任用職員」に、「ものの」を「者の」に、「第1項の」を「当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項に規定する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の2 給与条例第21条（第2項各号、第4項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第16条の2第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と読み替えるものとする。

3 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条の2中「前条第1項」とあるのは「

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この条において「会計年度条例」という。）第16条の2第1項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度条例第16条の2第1項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 給与条例第21条（第2項各号、第4項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（週の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第21条の2第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第21条の2第1項」と読み替えるものとする。

3 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、パートタイ

ム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条の2中「前条第1項」とあるのは「白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この条において「会計年度条例」という。）第21条の2第1項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度条例第21条の2第1項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号資料

○白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(給与の種類)	(給与の種類)
<p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p>	<p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び<u>期末手当</u>とする。</p>
(略)	(略)
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで<u>会計年度任用職員</u>として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の<u>任期(6箇月未満のものに限る。)</u>の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、<u>当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p>	<p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用されたものの<u>任期(6箇月未満のものに限る。)</u>の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、<u>第1項の</u> <u>任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p>
第16条の2 <u>給与条例第21条(第2項各号、第4項及び第5項を除く。)</u> の規定は、 <u>任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> この場合において、 <u>同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)」と読み替えるものとする。</u>	(新設)
<p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u>この場合において、<u>同条第2項中「前項」とあるのは「第16条の2第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u>この場合において、<u>給与条例第20条の2中「前条第1項」とあるのは「白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下この条において「会計年度条例」という。)</u>第16条の2第1項において準用する第21条第1項」と、<u>同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(会計年度条例第16条の2第1項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>	
(略)	(略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第21条の2 給与条例第21条(第2項各号、第4項及び第5項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(週の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第21条の2第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第21条の2第1項」と読み替えるものとする。

3 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条の2中「前条第1項」とあるのは「白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下この条において「会計年度条例」という。)第21条の2第1項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(会計年度条例第21条の2第1項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(略)

(新設)

(略)